第２３期第１回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

１　日時　令和７年４月１０日（木）１４：００～

２　場所　特１会議室（福岡県庁１０階南棟 西エレベーター側）

３　議題

（１）仮議長の選出について（協議）

（２）会長の選任について（協議）

（３）副会長の選任について（協議）

（４）各連合海区の漁業調整委員の選任について（協議）

① 福岡県連合海区

② 福岡佐賀有明海連合海区

③ 日本海･九州西広域

（５）福岡県有明海区における知事許可漁業の新規許可に係る制限措置について（諮問）

（６）その他

資　　料　　1
第23期第1回有明漁調委
（令和７年４月１０日）

第２２期第１回福岡県有明海区漁業調整委員会

＜資料＞

１．漁業法（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
２．漁業法施行令（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
３．海区漁業調整委員会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
４．用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
５．海区漁業調整委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
６．福岡県連合海区漁業調整委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・13
７．福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会規程・・・・・・・16
８．広域漁業調整委員会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
９．日本海・九州西広域漁業調整委員会事務規定・・・・・・・20

＜福岡県有明海区が含まれる連合海区漁業調整委員会＞

１．　福岡県連合海区（県内３海区）

構成：筑前海区３名，有明海区３名、豊前海区３名の計９名
所掌事項：３海区共通の規則等の制定･改廃、複数海区に及ぶ事項等
選出委員数：３名（会長含む）

２．　福岡佐賀有明海連合海区

構成：福岡県有明海区６名、佐賀県有明海区６名の計１２名
所掌事項：相互入漁、漁業調整協定に関する事項等
選出委員数：６名（会長含む）

３．　日本海･九州西広域

構成：海区代表者、沖合漁業代表者、学識経験者の計２９名
所掌事項：当該海域における資源管理、漁業調整に必要な事項等
選出委員数：１名（筑前･有明から１名　会長含む）
※事務局は水産庁資源管理部

漁業法（海区漁業調整委員会の設置関係抜粋）

※海区漁業調整委員会

（設置）

第百三十六条　海区漁業調整委員会は、海面につき農林水産大臣が定める海区に置く。

２　農林水産大臣は、前項の規定により海区を定めたときは、これを公示する。

（構成）

第百三十七条　海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

２　海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。

３　海区漁業調整委員会は、その所掌事務を行うにつき会長を不適当と認めるときは、その決議によりこれを解任することができる。

４　都道府県知事は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

５　専門委員は、学識経験がある者の中から、都道府県知事が選任する。

６　委員会には、書記又は補助員を置くことができる。

※連合海区漁業調整委員会

（設置）

第百四十七条　都道府県知事は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、二以上の海区の区域を合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。

２　農林水産大臣は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対して、連合海区漁業調整委員会を設置すべきことを勧告することができる。この場合には、都道府県知事は、当該勧告を尊重しなければならない。

３　都道府県知事が第一項の規定により連合海区漁業調整委員会を置こうとする場合において、その海区の一部が他の都道府県知事の管轄に属するときは、当該都道府県知事と協議しなければならない。

４　海区漁業調整委員会は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、他の海区漁業調整委員会と協議して、その区域と当該他海区漁業調整委員会の区域とを合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。

５　前項の協議が調わないときは、海区漁業調整委員会は、これを監督する都道府県知事に対して、これに代わるべき定めをすべきことを申請することができる。この場合において、各海区漁業調整委員会を監督する都道府県知事が異なるときは、その協議によつて定める。

６　第三項又は前項の協議が調わないときは、都道府県知事は、農林水産大臣に対して、これに代わるべき定めをすべきことを申請することができる。

７　前二項の規定により都道府県知事又は農林水産大臣が定めをしたときは、その定めるところにより協議が調つたものとみなす。

（構成）

第百四十八条　連合海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

２　委員は、その海区の区域内に設置された各海区漁業調整委員会の委員の中からその定めるところにより選出された各同数の委員をもつて充てる。ただし、海区漁業調整委員会の数が次項の規定による委員の定数を超える場合にあつては、各海区漁業調整委員会

の委員の中から一人を選出し、その者が互選した者をもつて充てる。
3　委員の定数は、前条第一項に規定する場合にあつては、同条第三項に規定する場合を除き、都道府県知事が、同項に規定する場合にあつては各都道府県知事が協議して、同条第四項に規定する場合にあつては各海区漁業調整委員会が協議して定める。
4　前条第一項の規定により連合海区漁業調整委員会を設置した都道府県知事又は同条第四項の規定により連合海区漁業調整委員会を設置した海区漁業調整委員会を監督する都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二項の規定により選出される委員のほか、学識経験がある者の中から、その三分の二以下の人数を限り、委員を選任することができる。
5　前項の委員の選任については、前条第三項に規定する場合及び同条第五項後段に規定する場合にあつては、当該都道府県知事と協議しなければならない。
6　第三項の海区漁業調整委員会の協議が調わないときは、前条第五項の規定を準用する。
7　第三項、第五項又は前項において準用する前条第五項の都道府県知事の協議が調わないときは、同条第六項の規定を準用する。
8　前三項の場合には、前条第七項の規定を準用する。

※広域漁業調整委員会

（設置）

第百五十二条　太平洋に太平洋広域漁業調整委員会を、日本海・九州西海域に日本海・九州西広域漁業調整委員会を、瀬戸内海に瀬戸内海広域漁業調整委員会を置く。
2　前項の規定において「太平洋」、「日本海・九州西海域」又は「瀬戸内海」とは、我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、それぞれ、太平洋の海域、日本海及び九州の西側の海域又は瀬戸内海の海域（これらに隣接する海域を含む。）で政令で定めるものをいう。

（構成）

第百五十三条　広域漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。
2　太平洋広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一　太平洋の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道県ごとに互選した者各一人
二　太平洋の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人
三　学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人
3　日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一　日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が道府県ごとに互選した者各一人
二　日本海・九州西海域の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人
三　学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人
4　瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一　瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各一人
二　学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人

漁業法施行令（委員会の会議関係抜粋）

（海区漁業調整委員会の会議）

第十四条　海区漁業調整委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときの会議は、都道府県知事が招集する。

２　会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときは、都道府県知事）は、在任委員の三分の一以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して海区漁業調整委員会の会議を招集すべき旨の要求があつたときは、会議を招集しなければならない。

３　海区漁業調整委員会の会議に関し必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、海区漁業調整委員会の会議で定める。

（連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会議）

第十五条　前条の規定は、連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会議について準用する。この場合において、同条第一項ただし書及び第二項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（広域漁業調整委員会にあつては、農林水産大臣）」と読み替えるものとする。

（広域漁業調整委員会を置く海域）

第十六条　法第百五十二条第二項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げる海域について、それぞれ同表の下欄に掲げる海域とする。

太平洋	我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の海域 一　北海道斜里郡斜里町と同道目梨郡羅臼町の最大高潮時海岸線における境界点から三十二度三十分に引いた線 二　北海道白神岬灯台から青森県下北郡佐井村と同県むつ市の最大高潮時海岸線における境界点に至る直線 三　和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 四　愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台に至る直線 五　宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯三十一度二十五分二十九秒東経百三十一度七分四十四秒の点（次号において「A点」という。）に至る直線 六　A点から北緯三十一度十三分三秒東経百三十一度二十分四十四秒の点（次号において「B点」という。）に至る直線 七　B点から百八十度に引いた線
日本海・九州西海域	我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）のうち、太平洋及び瀬戸内海以外の海域
瀬戸内海	次に掲げる直線及び陸岸によつて囲まれた海域 一　和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線 二　愛媛県佐田岬灯台から大分県関埼灯台に至る直線 三　山口県火ノ山下潮流信号所から福岡県門司埼灯台に至る直線

海区漁業調整委員会の役割

1　設置目的

海区漁業調整委員会は、漁業者や漁業従事者が主体となった漁業秩序を作る観点から設置されている

※ 漁業法の趣旨：水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もつて漁業生産力を発展させる

2　主な役割

（１）諮問案件

１）資源管理関係

都道府県資源管理方針の策定　←　意見
知事管理漁獲可能量の設定　←　意見

２）海面利用関係

海区漁場計画の策定　←　意見
（漁業権の内容等、公聴会により利害関係者の意見も聴く）
漁業権の免許　←　意見
漁場の活用状況報告、指導　←　意見
沿岸漁場管理団体指定、規定認可　←　意見

３）漁業許可関係

漁業隻数等の公示内容　←　意見

（２）委員会指示

水産動植物の採捕に関する制限･禁止、漁場や漁法を制限する指示を発出

（３）連合海区漁業調整委員会

他県との相互入漁や入会など共同利用する海域では隣接する海区と連合海区漁業調整委員会を設置し、漁業秩序の維持を図る

3　漁業法等に規定された具体的事項

諮問事項

（1） 都道府県資源管理方針を定めようとするとき（漁業法第 14 条第 4 項）
（2） 知事管理漁獲可能量を定めようとするとき（漁業法第 16 条第 2 項）
（3） 知事による漁業の許可に関する規則を制定､改廃しようとするとき（漁業法第 57 条第 5 項）
（4） 許可を受けようとする船舶が知事の定める基準を定め、変更しようとするとき（漁業法第 41 条第 2 項㊟）
（5） 許可等をすべき船舶の数、操業区域、操業時期等の制限措置の内容及び申請時期を定めようとするとき（漁業法第 42 条第 3 項㊟）
（6） 許可の有効期間を 5 年よりも短い期間を定めようとするとき（漁業法第 46 条第 2 項㊟）
（7） 海区漁場計画を作成しようとするとき（漁業法第 64 条第 4 項）
（8） 漁業権の内容たる漁業の免許の申請があったとき（漁業法第 70 条）
（9） 関係地区内の漁業協同組合が漁業権の共有を請求したときの認可について（漁業法第 72 条第 7 項）
（10） 個別漁業権の抵当権設置について（漁業法第 78 条第 3 項）
（11） 個別漁業権の移転認可について（漁業法第 79 条第 3 項）
（12） 個別漁業権を相続又は合併により取得した者の適格性について（漁業法第 80 条

第 2 項）
（13） 漁業権免許の際、制限又は条件を付けるとき（漁業法第 86 条第 2 項）
（14） 休業中の漁業権について、適格性のあるものにその操業を許可するとき（漁業法第 88 条第 2 項）
（15） 休業により漁業権を取消そうとするとき（漁業法第 89 条第 3 項）
（16） 漁業権者が漁場を適切に利用していない等により都道府県知事が必要な指導、勧告しようとするとき（漁業法第 91 条第 3 項）
（17） 適格性の喪失等により漁業権を取消そうとするとき（漁業法第 92 条第 3 項）
（18） 公益上の必要により漁業権を取消そうとするとき（漁業法第 93 条第 3 項）
（19） 錯誤によってした免許を取消そうとするとき
（20） 沿岸漁場管理団体を指定しようとするとき（漁業法第 109 条第 3 項）
（21） 沿岸漁場管理団体が、沿岸漁場管理規定の制定又は変更の認可の申請があったとき（漁業法第 111 号第 4 項）
（22） 沿岸漁場管理団体の指定を取り消そうとするとき（漁業法第 116 条第 4 項）
（23） 漁業調整に関する規則（県漁業調整規則）を制定、改廃するとき（漁業法第 119 条第 8 項）
（24） 土地及び定着物の使用権の設定について協議中の土地の形質の変更、定着物の損壊、収去の許可について（漁業法第 165 条）
（25） 許可又は起業の認可をしないとき（漁業調整規則第 9 条第 2 項）
（26） 許可又は起業の認可についての適格性に関する基準を定め、又は変更しようとするとき（漁業調整規則第 10 条第 2 項）
（27） 新規の許可の制限措置の内容及び申請期間を定めようとするとき（漁業調整規則第 11 条第 3 項）
（28） 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が公示した数を超えた場合の許可の基準を定めようとするとき（漁業調整規則第 11 条第 5 項）
（29） 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が公示した数を超えた場合の許可の基準を定めようとするとき（漁業調整規則第 11 条第 7 項）
（30） 漁業調整その他公益上必要があり、許可又は起業の認可後、条件を付けようとするとき（漁業調整規則第 13 条第 2 項）
（31） 許可の有効期間を規定よりも短い期間を定めようとするとき（漁業調整規則第 15 条第 2 項）
（32） 許可を受けた者が許可を受けた日から 6 月間又は引き続き 1 年間休業し、その許可を取り消そうとするとき（漁業調整規則第 20 条第 1 項）
（33） 適格性の喪失等により許可又は起業の認可を取り消そうとするとき（漁業調整規則第 22 条第 1 項）
（34） 漁業調整その他公益上必要があるときに許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命じようとするとき（漁業調整規則第 23 条第 1 項）
（35） 漁業権漁場内において岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取する許可をしようとするとき（漁業調整規則第 45 条第 3 項）
（36） 水産産資源の保護培養のために、水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつその他水産動植物に有害な水質の汚濁に関する制限又は禁止、水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止、水産動植物の移植に関する制限又は禁止に関する規則を定めようとするとき（水産資源保護法第 4 条）
（37） 保護水面の指定を知事が大臣に申請しようとするとき（水産資源保護法第 18 条）
（38） 水産動植物の種苗の生産、放流及び育成に関する基本計画の策定及び変更について（沿岸漁場整備開発法第 7 条）

（39）特定水産動物育成事業の認可申請しようとするとき（沿岸漁場整備開発法第 10 条）
（40）育成水面の区域又は育成水面利用規則の変更について（沿岸漁場整備開発法第 12 条）
（41）特定水産動物育成事業に関する知事の勧告について（沿岸漁場整備開発法第 14 条）
（42）業務実施計画及びその変更の認可申請について（沿岸漁場整備開発法第 18 条、第 20 条）

公聴会

（1） 漁場計画の案について意見を述べようとするときは、公聴会を開き､利害関係人の意見を聴かなければならない（漁業法第 64 条第 5 項）

委員会が行う公開による意見の聴取

（1） 免許をしない場合（漁業法第 71 条第 5 項）
（2） 漁業権を分割又は変更しようとするとき（漁業法第 76 条第 3 項）
（3） 免許後、漁業権に制限又は条件をつけるとき（漁業法第 86 条第 4 項）
（4） 休業により漁業権を取消そうとするとき（漁業法第 89 条第 4 項）
（5） 適格性の喪失等により漁業権を取消そうとするとき（漁業法第 92 条第 3 項）
（6） 公益上の必要により漁業権を取消そうとするとき（漁業法第 93 条第 3 項）
（7） 沿岸漁場管理団体の指定を取り消そうとするとき（漁業法第 116 条第 4 項）

調査・報告

（1） 漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況（漁業法第 90 条第 2 項）
（2） 沿岸漁場管理団体の保全活動の実施状況、収支状況等（漁業法第 112 条第 3 項）
（3） 権限に属された事項を処理するために必要と認められたとき、漁業者、漁業従事者その他関係者に対し、出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員等を漁場、船舶、事業場について調査をさせることが可能（漁業法第 157 条第 1 項）

裁定

（1） 入漁権の設定、変更、消滅について委員会に申請したとき（漁業法第 100 条）
（2） 土地、土地の定着物についての使用権設定について、使用権設定、買収、移転料の裁定（漁業法第 166 条）
（3） 土地、土地の定着物の貸与契約の変更、又は解除についての裁定（漁業法第 167 条）

委員会指示

（1） 水産動植物の採捕に関する制限、禁止、漁業者の数の制限、漁場の使用の制限、その他必要な指示（漁業法第 120 条第 1 項）

建議

（1） 委員会指示に従わない者に対し、指示に従うべき旨の命令を出すことを知事に申請することができる（漁業法第 120 条第 8 項）

用語の説明

○漁業権

知事の免許により一定の水面において、一定の漁業を営む権利であり、共同漁業権、区画漁業権、及び定置漁業権の３種がある。

共同漁業権

第１種共同漁業（藻類、貝類等定着性水産動植物を目的とする漁業）

あさり、あわび、わかめ、あかもく、うに、なまこ漁業等

第２種共同漁業（網漁具を移動しないように敷設して営む漁業）

小型定置網、敷網、固定式刺網漁業等

第３種共同漁業（地曳網、地こぎ網漁業）

第４種共同漁業（寄魚、鳥付こぎ釣漁業）

第５種共同漁業（内水面漁業）

区画漁業権

第１種区画漁業

（一定区域内において網、ひび等を敷設して営む養殖業）

のり、わかめ養殖業、魚類小割式養殖業

第２種区画漁業（網仕切、堤防等により囲まれた一定区域において営む養殖業）

魚類、えび類養殖業

第３種区画漁業（地まき養殖業）

定置漁業権

水深 27m以深に身網を設置する定置網漁業

○免許：特定人に対して権利を付与することを内容とする行政行為

（漁業権の免許を受けようとする者は知事に申請してその免許を受けなければならない（漁業法第 69 条））

○許可：禁止を解除して本来の自由を回復することを内容とする行政行為

○認可：漁業の許可を受けようとする者が、漁業に使用する船舶や使用権を有しない場合、使用権を取得する前にあらかじめ起業の認可を受けることができる（許可に事前承認又は条件付き許可といわれる）

○特定水産資源

漁獲可能量による管理を行う水産資源（マアジ、マサバ、スルメイカ等のいわゆるＴＡＣ魚種）（漁業法第 11 条）

○特定水産動植物

財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きい水産動植物であつて当該目的による採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれが大きいものとして農林水産省令で定めるもの（漁業法第 132 条）。現在、アワビ、ナマコ、シラスウナギが指定されている　←　密漁対象種

海区漁業調整委員会規程

筑前海区漁業調整委員会
福岡県豊前海区漁業調整委員会　告示第２号
福岡県有明海区漁業調整委員会

海区漁業調整委員会規程を漁業法施行令（昭和２５年政令第３０号以下「令」と云う。）第２５条第３項の規定に基づき次のように定める。

昭和５１年９月２８日

筑前海区漁業調整委員会会長　　鎌　田　　穣
福岡県豊前海区漁業調整委員会会長　　安　部　　清
福岡県有明海区漁業調整委員会会長　　亀　崎　政　雄

海区漁業調整委員会規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、漁業法（昭和２５年法律第２６７号。以下「法」という。その他法令に定める場合を除くほか海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の会議等に関し必要な事項を定める。

（委員会）

第２条　委員会は、委員１０名をもって組織する。

２　専門の事項を調査審議させるために必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

３　専門委員は、学識経験のある者の中から福岡県知事が選任する。

（会長、副会長及びその職務）

第３条　委員会に会長及び副会長１名を置く。

２　会長及び副会長は、委員が互選する。

３　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会長等の任期）

第４条　会長及び副会長の任期は、２年とし再任されることができる。

２　会長及び副会長は、任期が満了の場合においても後任者が就任するまでの間はなおその職務を行う。

（会議の招集）

第５条　委員会の会議は、会長が招集する。会長、副会長ともに欠けたとき又は事故があるときは、福岡県知事が招集する。

第６条　会長は次の各号の１つに該当するときは、１４日以内に委員会を招集しなければならない。

一　委員会に対して知事又は農林水産大臣から意見を求められたとき。

二　委員の三分の一以上から書面で会議の目的たるべき事項を示して会議を招集すべ

き旨の要求があったとき。
２　その他会長が必要と認めたときは、委員会を招集することができる。
第７条　会議の招集の通知は、会議開催の日の５日前までに会議の日時、場所及び議案を記載し、書面をもって行う。但し緊急を要する場合はこの限りでない。
（議長）
第８条　会議の議長には、会長があたる。
２　会長に事故あるときは、副会長が議長の職務を行う。
３　会長及び副会長に事故あるときは、委員の中で最年長の者がこれにあたる。
（会議）
第９条　委員会は、委員の過半数の出席で成立する。
２　議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長がこれを決する。
３　委員会の会議は公開とする。
第１０条　委員会は、あらかじめ通知した事項に限って議決する。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りではない。
第１１条　委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、議事にあずかることはできない。ただし、委員会において承認したときは、会議に出席して発言することができる。
（専門委員等の会議への出席）
第１２条　会長は、必要と認めるときは、会議にはかり専門委員又は参考人（以下「専門委員等」という。）の出席を求めることができる。
第１３条　専門委員等が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
２　専門委員等の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を越えてはならない。
３　専門委員等の発言が、前項の範囲を越え又は利害関係人に不穏当な言動があったときは、議長はその発言を禁止し又は退場を命ずることができる。
（欠席の届出）
第１４条　委員、会議に出席を求められた専門委員等は、会議に出席出来ないときは、当該会議の開催時刻までに会長にその旨を届け出なければならない。
（採決の方法）
第１５条　採決の方法は、投票、起立、挙手、又は簡易表決のいずれかを議長が適宜選ぶことができる。
（請　願）
第１６条　委員会に請願しようとする者は、委員を通じて会長に請願書を提出しなければならない。
２　請願書は、請願の要旨、提出年月日を記載し、請願者が署名又は記名押印しなければならない。（法人にあっては事務所の所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。）
３　会長は、請願書を受理したときは、委員会の議題としなければならない。
（議 事 録）
第１７条　議事録には、次の事項を記載し、議長及び議長があらかじめ指名した委員２名以上が署名又は記名押印しなければならない。

一　会議の日程及び場所
二　出席した委員の氏名
三　出席した専門委員等の氏名
四　議事の概要並びに議決結果
五　その他議長が必要と認める事項

（公開の手続）

第１８条　委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、年令、住所及び職業を記載し、議長まで届出なければならない。

２　傍聴人は定められた場所以外に立入ってはならない。

３　傍聴人は議場において発言し、又は騒ぐ等委員会の審議を妨げる行為をしてはならない。

４　傍聴人は議長の指示に従わねばならない。その指示に従わない場合は退場を命ずることができる。この場合傍聴人は速やかに退場しなければならない。

（傍聴の禁止）

第１９条　次の各号の１つに該当するときは、傍聴することができない。

一　凶器、その他危険のおそれのある物品を所有する者
二　のぼり、旗等を携帯する者
三　酒気を帯びている者
四　その他議長が特に不適当と認めた者

（公印）

第２０条　委員会における公印は、次のとおりとする。

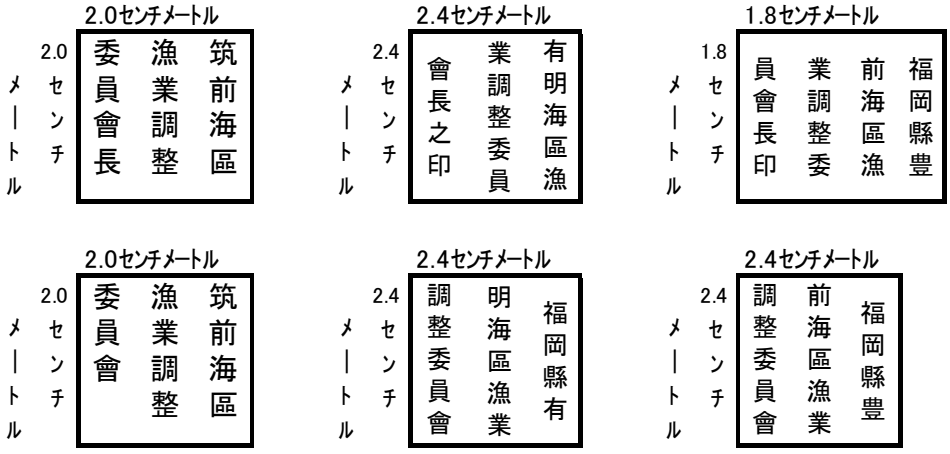

（規程の改正）

第２１条　この規程の改正は、福岡県連合海区漁業調整委員会の議決によって行う。

（庶務）

第２２条　委員会の庶務は、委員会事務局において処理する。

（雑則）

第２３条　この規程に定めるもののほか議事の運営に必要な事項は、そのつど委員会に諮

って定める。

附　　則

この規程は、公布の日から施行し、昭和５１年８月１５日から適用する。

附　　則

この規程は、令和２年１２月１日から施行する。

福岡県連合海区漁業調整委員会規程

（名　　称）

第１条　この委員会は、福岡県連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）という。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次の各号の事項を処理する。なお、筑前海区、福岡県豊前海区及び福岡県有明海区の各海区に属する事項については、当該委員会がその権限を有する。

１　筑前海区、福岡県豊前海区及び福岡県有明海区のうち２海区以上における漁業に関する事項

２　海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規則等、３海区共通の規則等の制定、改正及び廃止

（事 務 局）

第３条　委員会の事務局は、会長の所属する海区漁業調整委員会の事務局内におき、その職員が事務を行う。

（委 員 会）

第４条　委員会は、次に掲げる者を以て組織する。

筑前海区漁業調整委員会委員　　３名

福岡県豊前海区漁業調整委員会委員　３名

福岡県有明海区漁業調整委員会委員　３名

２　専門の事項を調査審議するため必要に応じて専門委員会を置くことができる。

３　２海区間のみの事項を処理するため、小委員会を設置することができる。

４　小委員会の委員は、関係海区の委員の中から同数の委員を選出し、その定数は委員会が定める。

５　小委員会の運営については、この規程を準用する。

（会長、副会長及びその職務）

第５条　委員会に会長１名、副会長２名を置く。

２　会長、副会長は委員の互選による。ただし、会長、副会長の互選をすることができない場合は、知事が選任する。

３　会長は委員会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代理する。会

長、副会長共に事故あるときは、年令順によりその職務を代理する。

（会　議）

第６条　委員会の会議は会長が招集し、その議長となる。

２　委員の３分の１以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長は、この請求のあった日から７日以内に委員会を招集しなければならない。

３　委員会の会議を招集しようとするときは、会長は少くとも５日前に議事事項並びに開催の日時及び場所を委員及び各海区漁業調整委員会事務局に通知しなければならない。

ただし、緊急を要するときはこの限りでない。

４　各海区漁業調整委員会会長は、開催通知を受取ったときは、その日時、場所を公衆の見易い方法によって公示しなければならない。

第７条　委員会は、委員の過半数の出席で成立する。

２　議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは会長がこれを決する。

３　簡易な事項又は一地区のみの問題については、文書によって議決することができる。

４　委員会の会議は公開とする。

第８条　委員会は、あらかじめ通知した事項に限って議決する。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第９条　委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、議事にあずかることはできない。ただし、委員会において承認したときは、会議に出席して発言することができる。

（議 事 録）

第１０条　会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

(1)　委員会開催の日時及び場所

(2)　出席委員の数及びその氏名

(3)　議事事項

(4)　議決の結果

(5)　その他必要な事項

第１１条　議事録は、会長及び会長が指名する出席委員２名以上がこれに署名するものとする。

２　議事録は一般の縦覧に供する。

（公印）

第１２条　委員会における公印は、次のとおりとする。

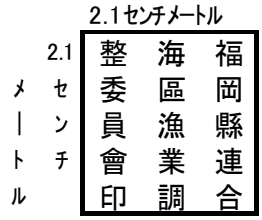

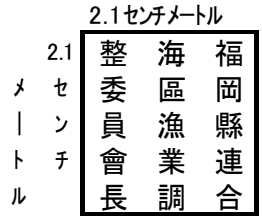

（規程の改正）

第１３条　この規程を改正しようとするときは、委員会の議決によって行う。

（雑　　則）

第１４条　この規程に定めるもののほか議事の運営に必要な事項は、そのつど委員会に諮って定める。

附　　則

この規程は、昭和２６年１月２７日から適用する。

附　　則

この規程は、令和２年７月８日から施行する。

福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会事務規程

（所掌事務）

第１条　福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下単に「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、福岡佐賀両県地先有明海における漁業に関する事項を処理する。

（設置区域）

第２条　この委員会は、次の海区漁業調整委員会の区域を合した海区に設置する。

一　福岡県有明海区漁業調整委員会

二　佐賀県有明海区漁業調整委員会

（事務所の所在地）

第３条　委員会の事務所は、会長が所属する海区漁業調整委員会の事務所内に置き、その書記が事務を行なう。

（委員会）

第４条　委員会は委員１２名（第２条の海区漁業調整委員会の委員の中から選出した６名宛とし、それぞれその中１名は会長職にあるものをあてる）をもって組織する。但し、事故その他、やむを得ない事情がある場合において議長が必要と認めるときは、当該委員の属する海区の他の２名以内の委員が代理出席することができる。

２　専門の事項を調査審議させるため必要に応じて専門委員会を置くことができる。

３　専門委員は学識経験を有する者の中から福岡佐賀両県知事が協議して選任する。

（会長及び会長職務代理者の職務）

第５条　委員会に会長及び会長職務代理者を置く。

２　会長及び会長職務代理者は委員が互選する。但し、会長及び会長職務代理者を互選することができないときは、福岡佐賀両県知事が協議の上選任する。

３　会長は会務を総理し、委員会を代表する。

４　会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、会長職務代理者がその職務を代理する。

５　会長及び会長職務代理者の任期は２ヵ年とする。

（会議）

第６条　委員会の会議は会長が招集する。但し、会長及び会長職務代理者が互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及び会長職務代理者ともに事故あるときの会議は、福岡佐賀両県知事が協議の上招集する。

２　委員の３分の１以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求のあった日から７日以内に委員会を招集しなければならない。

３　委員会の会議を招集しようとするときは、会長は少くとも５日前に議事の事項並びに開催の日時及び場所を委員会並びに第２条の海区漁業調整委員会に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。

４　前項の通知を受け取った海区漁業調整委員会は、その内容を管内漁民に周知させるため漁民のみやすい適当な場所に公示しなければならない。

第７条　委員会は定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

２　議事は出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長がこれを決する。

３　委員会の会議は公開とする。

第８条　委員会の会議は予め通知した事項に限って議決する。但し、委員会において緊急の必要があると認めた事項についてはこの限りでない。

第９条　委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。但し、委員会の承認があったときは、会議に出席し発言することができる。

（議事録）

第１０条　会長は会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

１　委員会の開催日時及び場所

２　出席委員の氏名

３　議事事項

４　議事の結果

５　その他重要な事項

第１１条　議事録は会長及び会長の指名する出席委員２名以上がこれに署名するものとする。

第１２条　議事録は一般の縦覧に供する。

（規程改正）

第１３条　この規程を改正しようとするときは、委員会の議決によって行う。

（雑則）

第１４条　前各条に定めるもののほか、議事の運営その他に関し必要な事項は会長がその都度委員会に諮って定める。

第１５条　委員会の処務並びに会計の規定は海区漁業調整委員会の処務並びに会計の規定を準用する。

附　　則

この規程は委員会の成立の日から適用する。

附　　則

この規程は昭和４７年９月１９日から施行する（会長の任期）。

附　　則

この規程は昭和５１年９月６日から施行する（事務所の所在地、会長及び会長職務代理者の職務）。

広域漁業調整委員会の概要

1　委員会の設置

我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊し、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣管理漁業と複数の知事管理漁業にまたがる水産資源の管理に係る漁業調整を行うことを目的に、3つの広域漁業調整委員会が設置（漁業法第 152 条）。

また、委員会の効率的な運営のため、資源の分布、利用等に応じ、関係委員により構成される部会等を設置。

・太平洋広域漁業調整委員会（太平洋北部会、太平洋南部会）
・瀬戸内海広域漁業調整委員会
・日本海・九州西広域漁業調整委員会（日本海北部会、日本海西部会、九州西部会）

2　委員会の機能

広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について、協議調整を行う。

① 複数都道府県にまたがる海域を回遊する魚種の資源管理についての検討
② 資源管理措置の適切な実施を担保するための「委員会指示」の発動

3　委員構成

各委員会は、都道府県ごとに互選する沿岸漁業者の代表者を主とする海区代表者と国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者（瀬戸内海を除く）並びに学識経験者で構成し、太平洋、瀬戸内海、日本海･九州西の各委員会の委員数はそれぞれ、28 名、14 名、29 名（合計 71 名）とする。

また、太平洋と日本海･九州西に設置する部会については、沿岸漁業者を実質的に代表する海区代表委員と沖合漁業者の代表委員数はバランスがとれるようにする。

4　委員任期

今回、選任される広調委委員の任期は、就任から第６期広調委の任期の残存期間である令和 7 年 9 月 30 日まで及び第 7 期任期の令和 7 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日までのうち、海区漁調委在任期間（令和 11 年 3 月 31 日）までとなる。

広域漁業調整委員会の海域区分

日本海・九州西広域漁業調整委員会事務規程

（所掌事務）

第１条　日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

２　委員会は、日本海・九州西広域における資源管理及びこれにかかる漁業調整上必要な事項に関し農林水産大臣から意見を求められたときは、調査審議してこれに答申し、又はこれらに関し必要と認められるときは、農林水産大臣に意見を具申する。

（事務局の所在地）

第２条　委員会の事務局は、水産庁内に置く。

（委員会）

第３条　委員会は、委員２９人をもって組織する。

２　農林水産大臣は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

３　専門委員は、学識経験がある者の中から、農林水産大臣が選任する。

（会長及びその職務）

第４条　委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、農林水産大臣が漁業法第１１１条第３項第３号の委員の中からこれを選任する。

２　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときの会議は、農林水産大臣が招集する。

２　会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときは、農林水産大臣）は、在任委員の３分の１以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して委員会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、その要求があった日から１５日以内に委員会を招集しなければならない。

３　委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を公衆の見やすい方法によって公示するとともに、各委員に通知しなければならない。

４　委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第６条　委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

２　議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

３　委員会の会議は、公開とする。

第７条　委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただ

し、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りではない。
第８条　委員は、議題について自由に質疑し、意見を述べることができる。
２　委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する。
第９条　委員会は、必要があると認めるときは、特別の事項に関し参考人から意見を求めることができる。
２　参考人の選定は、委員会の意見を踏まえ、会長が行う。
第１０条　委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。ただし、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。
第１１条　会長は、次の事項を記載した委員会の議事録を作成するものとする。
一　開会、休憩及び散会の年月日、時刻及び場所
二　出席委員の氏名
三　付議事項
四　議事
五　議決の数
六　報告書
七　答申書又は具申書
八　その他重要な事項
第１２条　議事録は、会長及び会長の指名する出席委員２名以上がこれに署名するものとする。
第１３条　議事録は、一般の縦覧に供するものとする。
（部会）
第１４条　委員会は、委員会が置かれた海域内に、日本海北部会、日本海西部会及び九州西部会を置く。
２　日本海北部会は、北海道から富山県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し、調査審議するものとする。
３　日本海西部会は、石川県から島根県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し、調査審議するものとする。
４　九州西部会は、山口県から鹿児島県及び沖縄県に面する海域に置き、その海域において完結する事項の処理に関し、調査審議するものとする。
５　部会の委員は、委員会の委員の内、次に揚げる者をもって組織する。
一　部会の区域内に設置された海区漁業調整委員会から互選された委員
二　農林水産大臣が選任した漁業者代表委員の内、委員会の会長が指名する委員
三　農林水産大臣が選任した学識経験委員全員
６　部会の会議に関し必要な事項は、部会の会議で定める。
７　部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。
８　委員会は、部会の設置された海域において完結する資源管理の推進に関する調査審議については、部会の調査審議の結果をもって委員会の結果とできるものとする。
９　委員会は、部会の議決を尊重するものとする。
（専門部会の設置）

第１５条　委員会は、その議決により、専門部会を置くことができる。
２　専門部会は、専門の事項の処理に関し、調査審議するものとする。
３　専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
４　専門部会の会議に関し必要な事項は、専門部会の会議で定める。ただし、議事については全員の一致により決するものとする。
５　専門部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。
６　委員会は、専門部会の議決を尊重するものとする。
（他の広域漁業調整委員会との協議）
第１６条　委員会は、委員会の置かれた海域と他の広域漁業調整委員会が置かれた海域に跨って分布回遊する資源、または、委員会の置かれた海域で他の広域漁業調整委員会が置かれた海域の漁業者も利用している資源に関する事項については、当該広域漁業調整委員会と協議を行ったうえ処理するものとする。
２　当該広域漁業調整委員会との協議において、必要な場合には合同の会議を開催することとし、この会議に関し必要な事項は、その都度当該広域漁業調整委員会と協議して定めるものとする。
（規程の改正）
第１７条　この規程の改正は、委員会の議決によって行う。
（庶務）
第１８条　委員会の庶務は、水産庁において処理する。
（雑則）
第１９条　この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

（附則）
この規程は、平成１３年１０月１５日より適用する。
この規程は、平成２４年４月１日より適用する。
この規程は、令和２年５月２１日より適用する。

資　料　2
（２３期１回有明漁調委）
（令和７年４月１０日）

７漁管第４３号
令和７年４月７日

福岡県有明海区漁業調整委員会　会長　殿

福岡県知事　服部　誠太郎
（農林水産部水産局漁業管理課）

福岡県有明海区における知事許可漁業の新規許可に係る
制限措置等について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する同法第42条（以下「第42条」という。）第1項及び福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

受付
7.4.-7

漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び福岡県漁業調整規則第11条第1項に基づく公示（福岡県有明）

1　許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数その他の制限措置

(1) 県外からの入漁分

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
刺し網漁業	えび三重流し刺し網	福岡県有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を除く。）	１月１日から１２月３１日まで	制限なし	制限なし	１２０隻	佐賀県有明海区の海面に沿う市町又はそれに隣接する市町に住所を有する者
	すずき流し刺し網						
	雑魚一重流し刺し網						
固定式刺し網漁業	固定式刺し網						
げんしき網漁業	げんしき網						

(2) 県内許可分

漁業種類	漁具の種類その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可する隻数	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	固定式刺し網	福岡県有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を含む。）	１月１日から１２月３１日まで	制限なし	制限なし	４隻	大川市、柳川市、みやま市、大牟田市に住所を有する者

2　許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和７年５月１日から令和７年５月３１日まで